

神奈川県行政書士会会議規則

第1章 一般通則

(目 的)

第1条 この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）が開催する会議の民主的で公正かつ円滑な運営を図ることを目的とし、本会会則（以下「会則」という。）に定めるものの他、本会において開催する会議の運営に必要な事項を定める。

(招集手続)

第2条 会議の招集者（以下「招集者」という。）は、会議の構成員に対しあらかじめ会議の日時、場所及び議題を記した文書にて招集を通知するものとする。ただし、電子的な方法によることを妨げない。

2 招集者は、意見聴取や調査のため必要に応じて会長の事前の許可を得て第三者の出席を求めることができる。

(参 集)

第3条 前条の通知を受けた構成員は、指定された会議場所に開会時刻までに到着し、着席しなければならない。

2 欠席または開会時刻までに到着できない構成員は、その旨をあらかじめ招集者に通告しなければならない。

(規律の保持)

第4条 構成員及び出席者は、会議に臨み、品位と民主主義を重んじて会議の規律を保持し、公正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(議 長)

第5条 会議の議長は、招集者がこれにあたる。ただし、必要に応じて議長を指名することができる。

2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議の運営にあたる。

(議題及び議事)

第6条 議題は、招集者が提案し、説明者となる。ただし、担当者をもって説明者とするを妨げない。

2 議題の審議は、秩序を保持しながらも自由で闊達な議論を経て、合議をもってこれを決する。

(議 事 録)

第7条 議長は、会議の日時、場所、出席者及び議事内容を記録した議事録を作成し、記名押印しなければならない。ただし、必要に応じて議事録作成者を指名することができる。

2 議事録は、事務局において保管する。

第2章 総会及び理事会の特則

第1節 総 則

(趣 旨)

第8条 本章は、会則第40条に基づき、会則に定めるものの他総会の議事運営に必要な事項を定め、併せて理事会の議事運営に必要な事項を定める。

(委 任)

第9条 会則第36条に規定する表決に関する委任は、総会招集通知とともに送付される本会所定の委任状に

よって行うものとする。

- 2 前項の委任状に受任者の記載のないものは会長に委任したものとみなす。
- 3 前2項の委任状は、総会開催日の前日までに本会に到達しなければ表決数に算入することができない。
- 4 理事会における構成員の代理人による出席は、これを認めない。

(司会者)

第10条 総会及び理事会の司会者は総務部長とし、総務部長不在の場合は招集者があらかじめ司会者を指名するものとする。

- 2 司会者は、会議構成員の出席状況を掌握し、議場に報告するとともに、会議の成立を宣告する。
- 3 総会の司会者は、会則第38条に基づいて正副議長の選任方法を議場に諮り、理事会の司会者は、会則第45条による議長を紹介し、会議の進行を円滑に行わなければならない。

(オブザーバー)

第11条 理事会の招集者は、監事、支部長会代表幹事、政治連盟幹事長等及び事務局長にオブザーバーとして出席を求めることができる。

(傍聴者)

第12条 理事会の傍聴を希望する者がいるときは、出席構成員の過半数の同意を得て議長がこれを許可することができる。

第2節 議案及び動議等

(議案)

第13条 議案とは、総会又は理事会の議決に付するためあらかじめ文書で提出された案件をいう。議案を提案できる者は、招集者とする。

- 2 議案に関する資料は、会日の前日までにあらかじめ構成員に配布するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(動議)

第14条 動議とは、あらかじめ提出された議案以外の事項を議事に付すため発議された案件をいい、会議の構成員以外の者は発議することができない。

- 2 動議は、一般議事動議、議案修正動議、議事進行動議とする。
- 3 一般議事動議は、招集者以外の者が新たな議決案件を議事に付すためのもので、5名以上（理事会においては2名以上）の賛同者を得て、議事に入る前にあらかじめ案件及び提案理由を記し、提案者及び賛同者が署名捺印した書面を議長に提出しなければならない。
- 4 議案修正動議は、議案審議によりあらかじめ提出されている議案を修正するためのもので、審議中にその箇所、修正理由を明確に示して1名以上の賛同者を得た上で発議しなければならない。ただし、招集者が自ら修正をする場合にはこの限りではない。
- 5 議事進行動議は、議事の進行を促すために質疑の打ち切り、採決等を求めるもので、1名以上の賛同者をもって発議することができる。
- 6 構成員は、会議を妨害する目的を持って動議を発議してはならない。

(動議の取扱)

第15条 一般議事動議が提出された場合、議長は動議が提出された旨を議場に報告し、新たに議事に付すとして提案された事項の題名のみを示して、これを議題としかどうかを議場に諮り、出席構成員の過半数の賛同を得て採択された場合に限り、これを議題として議事順序を決めて議事に入る。

- 2 議案修正動議が発議された場合、議長は即座に審議を中止し、賛同者を確認の上、提案者の説明をさせ、動

議を採決しなければならない。

- 3 議事進行動議が発議された場合、議長は即座に審議を中止し、賛同者を確認の上、動議を採決しなければならない。
- 4 総会における動議のための表決には、会則第36条の規定は適用しない。

(議案等の撤回)

第16条 理事会の議題となった議案及び配布された文書図画等を提案者が撤回する場合には、出席構成員の過半数の承認を受けなければならない。

(一事不再議)

第17条 総会で否決された案件については、同総会が終結するまでの間は再び提出することができない。

- 2 理事会で否決された案件については、同理事会が終結するまでの間は再び提出することができない。ただし、出席構成員の3分の2以上の同意がある場合はこの限りでない。

第3節 議 事

(付議の宣告)

第18条 議案を会議に付するときは、議長はその旨を宣告する。

- 2 議案は、提案者の説明を行い、その後質疑及び討論に入る。
- 3 理事会における議案以外の案件は、協議事項及び報告事項とし、議長の宣告後、協議事項は、趣旨説明、質疑及び討論を行い、報告事項は、報告内容に関する質疑のみを行う。

(総会質問書の提出)

第19条 総会の議案について質疑のある者は、総会開催予定日の10日前までに質問者の所属支部、氏名及び対象議案並びに質問内容を別に定める様式による質問書に記して事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の質問書を整理した上、招集者に報告するとともに議長に提出しなければならない。
- 3 総会における質疑は、第1項の質問書によって行う。ただし、議長は、質問書を提出した者が再質問を求めるときは、1回に限りこれを許可することができる。

(理事会の発言者)

第20条 理事会構成員以外の者は発言することができない。ただし、招集者が指名した場合又は出席構成員の過半数の同意を得た場合は、オブザーバー出席者等に発言させることができる。

(理事会における発言の方法)

第21条 理事会において発言をしようとする者は、挙手をして議長に発言を求め、議長の許可を受けた後、自己の氏名を告げてから発言しなければならない。

- 2 発言は、すべて簡明にし、現に質疑又は討論に付されている案件以外にわたることはできない。また、議長の許可なく構成員相互に応答することはできない。
- 3 議長が制止するときは何人も沈黙しなければならない。

(理事会質問書の提出)

第22条 理事会の招集者は、前条の規定に関わらず、構成員に対しあらかじめ配布される議案資料に基づいて質問書を提出することを求めることができる。

- 2 質問書の提出があった場合は、他の発言に優先して当該質問書の内容について回答するものとする。ただし、不必要に他の発言を制限してはならない。

(採 決)

第23条 議長は、質疑又は討論が終わったと認められるとき、又は表決する機が熟したと認めるときは、質疑又は討論を終了する旨を宣し、表決の宣告を行う。

- 2 前項の表決は、採決する案件についての異議の有無を議場に諮り、異議がないときは可決を宣し、異議がある旨の発言があるときは、会則第35条第2項又は第46条第2項に基づき挙手又は起立により出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録の作成)

第24条 総会の議長は、議事に入る前に議事録を作成する書記2名を指名する。

- 2 総会の議事録には、会則第39条及び本規則第7条に定めるもののほか次の事項を記載し、議長、議事録署名人及び作成した書記が署名捺印するものとする。
 - 一 定時総会、臨時総会の別及び会員の総数及び総会出席者の数
 - 二 表決の委任者及び受任者の数、その他議長の指示した事項
- 3 理事会の議長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、署名捺印のうえ、出席構成員中2名の議事録署名人の署名捺印を受けなければならない。

第3章 補 則

(本規則の疑義)

第25条 この規則に疑義又は不備がある場合は、議長は会議に諮って対応を協議し、議長が決する。

附 則

- 1 この規則は平成23年2月18日から施行する。
- 2 この規則の施行をもって総会議事運営規則を廃止する。